

令和 8 年度

事業計画書

社会福祉法人 足柄福社会

特別養護老人ホーム 草の家
特別養護老人ホーム 草の家 ユニット
ケアセンター 草の家
介護サービスセンター草の家

目次

I	特別養護老人ホーム 草の家施設理念	2
II	理念に基づく行動指針	2
	スローガン	2
III	令和8年度事業計画重点目標	3
IV	各種年間計画	
1	年間行事予定	4
2	定例行事予定	5
3	アクティビティ活動	5
4	ボランティアによる活動	5
5	会議運営計画	6
6	委員会活動計画	6・7
7	施設内研修計画	8
V	各職種別 運営計画	
	生活相談員	9
	医療・看護	10
	介護支援専門員	11
	食事・栄養	12・13
	事務	14
	施設介護班	15
	(さくら・さつき・ひまわり)	16
	(夏みかん・花みずき・むくげ・かりん))	17
	通所介護	18
	居宅介護支援	19
VI	地域交流、実習生受け入れについて	20
VII	防災についての取組	21

I 施設理念

私たちは その人に寄り添い

「させていただく心」を大切に

常に研鑽を積み 処遇の向上を図ると共に

地域福祉に貢献します

II 理念に基づく行動指針

「私たちはその人に寄り添い」

- ・利用者様の言葉に耳を傾け、まずはありのままを受け止めます
- ・喜びや不安などの気持ちに共感し、安心感が持てるようにします

『「させていただく心」を大切に』

- ・思いやりを持った声かけやコミュニケーションを実践します
- ・利用者様の権利や尊厳を守り、その人らしい生活が送れるよう支援します

「常に研鑽を積み、処遇の向上を図り」

- ・介護の質の担い手であることを自覚し、積極的な研修への参加、チームでの情報共有に努めます
- ・施設内外の研修で学んだ介護知識や技術を、日常のケアに活かします

「地域福祉に貢献します」

- ・地域の一部として開かれた施設を目指します
- ・地域の活動等に出向く機会を持ち、情報発信をしていきます

草の家 スローガン 「笑顔 と あたたかい言葉かけ」

Ⅲ 令和8年度 事業計画 重点目標

1. 行動指針を軸に、チームでサービスの質の向上を図る

生活の場であることを念頭に置き、集団生活への調和と安全性に配慮しながら、利用者の個性を尊重し、楽しみのある生活が送れるよう支援します。

2. 入居者・家族の意向を尊重した看取り介護の実施

適切な接遇と情報共有により、心情に寄り添った対応をおこないます。また、その方らしい最期を支えるための支援内容を個別ケア計画として策定します。

3. BCP（感染対策と災害対策）のブラッシュアップ

平常時の取り組みの確認やBCP研修・訓練を通し、内容のアップデートを図ります。

4. 生産性向上を目指したICT機器の活用

眠りスキャンを活用し、状況に応じた適切なケアや介護業務の負担軽減につながるよう都度評価をしていきます。また、業務改善活動を通じ、介護の質の向上や職場環境の改善を図ります。

5. 地域やボランティアとの交流・連携

近隣の学生やボランティアの受け入れ、地域へ出向く機会などを設け、継続的な交流を図ることで、有事の際の相互連携につながるよう取り組みます。

IV 各種年間計画

1. 年間行事予定

	行 事	行事食	医務室	防災・感染症	ケアセンター
4月	家族のつどい	お花見弁当		感染症訓練	お花見
5月	端午の節句 (ユニット毎)	母の日行事食			母の日
6月	衣替え 紫陽花見学 (ユニット毎)	父の日行事食		避難訓練	父の日
7月	七夕 (ユニット毎)	七夕行事食 土用の丑			七夕
8月	夏祭り	夏祭り模擬店 お楽しみ行事食			納涼大会
9月	敬老お祝会	敬老お祝い御膳		総合防災訓練	敬老の日 酔芙蓉見学
10月	秋祭り (法人全体行事) 衣替え	にぎり寿司	健康診断	感染症訓練	運動会
11月	家族のつどい (予定)	秋の実り弁当	インフルエンザ・コ ロナワクチン予防 接種(希望者)		
12月	クリスマス (ユニット毎)	クリスマス行事 食			クリスマス会
1月	新年ご挨拶	正月料理 七草粥			
2月	節分 (ユニット毎)	節分行事食			節分豆まき
3月	ひな祭り (ユニット毎) お花見 (ユニット毎)	ひな祭り行事食		夜間想定訓練	ひな祭り
その他			(毎月)体重測定 (毎週)配置医回診 (毎週)歯科往診		おやつ作り(不定期) カラオケ (適宜) リハビリ体操 (週 3 回) 入浴介助研修 (年 1 回、適宜)

2. 定例行事予定

行 事	内 容
誕生のお祝い	個人の誕生日を大切にし、フロア・ユニット毎に誕生会を実施する

3. アクティビティ活動

メンバー間の交流の場となり、適切な刺激が意欲や活力の向上に繋がるようにする。
各担当職員は実施後に記録を作成し、評価を行っていく。

活動名	担 当	場 所	内 容	対 象
音楽なかま	ケアマネ	各フロア、広場等	音楽を通して仲間との交流を楽しむ	音楽を楽しみたい方
健康なかま	各フロア	各フロア	仲間と体を動かして楽しむ	本人の意思により自分で体を動かす事ができる人
学習の会	相談員	2F 会議室	読み書き、計算やゲーム等で頭の体操をおこなう	学習を楽しむことができる方
習字の会	相談員	2F 会議室	季節の字を書にしたためる	習字を楽しむことができる方

4. ボランティアによる活動

感染症対策を取りつつ活動を再開。今後も協力いただける団体、個人に声をかけ、活動へのフォローもしながら徐々につながりを増やしていきたい。

活動名	場 所	内 容
繕い物	ユニット棟 2F 会議室	洋服など繕い物をしていただく 開催予定日：7月6日、10月5日、12月7日、2月1日
演芸披露	ケアセンター等	楽器演奏や歌の披露をいただく ※不定期
子供太鼓	職員駐車場 (秋祭り予定)	ふくざわ保育園にご協力いただき、園児による太鼓演奏の披露をしていただく

5. 会議運営計画

会議名	開催日	出席者	内容
幹部会議	毎月1回 随時	施設長・班長	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設運営に関する調整・決定機関 ● 諸問題の解決
リーダー会議	毎月第1・3 月曜	主任・リーダー	各フロアの問題点・施設への意見・改善点等を話し合う
職員会議	随時	出席可能な全職員	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設運営に関する情報の共有 ● 決定事項の報告 ● 研修で学んだことを発表し共有する
サービス担当者会議	随時	ケアマネ・介護職・看護師、栄養士、相談員	ケアプランについての検討
各委員会	毎月1回	委員会メンバー	各委員会で検討
フロア・ユニット会議	月1回、随時	フロア職員、他職種	フロア職員の意識統一・入居者情報の共有

6. 委員会活動計画

委員会名	開催日	目的	委員会メンバー
入退居検討委員会	月1回、随時	入居の決定及び退居の検討	施設長、介護班長、看護師、栄養士、ケアマネ、相談員
事故対策委員会	月1回	事故発生の防止及び対応方法検討。集計し、傾向を掴む	施設長、事務班長、介護班長、介護職員（該当フロア）、看護師、栄養士、ケアマネ、相談員
苦情解決委員会	月1回	苦情について適切に解決が図れるよう状況確認、対応方法を検討	施設長、事務班長、介護班長、介護職員（該当フロア）、看護師、栄養士、ケアマネ、相談員
拘束ゼロ委員会	隔月	拘束をしない介護、日常ケアの見直し、人権擁護について取り組む	施設長、介護班長、介護職、看護師、ケアマネ、相談員
虐待防止委員会	隔月	利用者の安全と人権保護、虐待防止への取り組み	施設長、介護班長、介護職員、看護師、栄養士、ケアマネ、相談員
感染症対策委員会	4、7、10、1月の 第3月曜日	感染症発生状況の把握・指示、感染予防や職員の意識向上への取り組み	施設長、医師、看護師、事務班長、介護班長、栄養士、ケアマネ、相談員
褥瘡対策委員会	偶数月	褥瘡予防、褥瘡事例への対応策、ケア方法の周知	施設長、医師、看護師、介護班長、栄養士、ケアマネ、相談員

医療ケア向上委員会	月 1 回	看取り介護、胃ろう、喀痰関係、健康・栄養管理についての検討	施設長、看護師、介護班長、栄養士、ケアマネ、相談員
食事委員会	月 1 回	食事内容や形態の確認・検討、安全な食事介助について	介護職員、看護師、栄養士
介護力向上委員会	月 1 回	介護知識や技術の向上、感染症初動対応の確認	介護職員、介護班長、看護師
防災委員会	月 1 回 2 ヶ月 1 回 合同開催	防災訓練等の立案・実施、BCP 確認・見直し・更新	防火管理者、施設長、事務、介護班長、看護班長、介護職員、栄養士、相談員
研修委員会	月 1 回	職場内研修企画、調整、開催	介護班長、看護班長、介護主任、相談員
行事委員会	月 1 回	季節・全体行事の立案・準備・実施	介護職員、介護班長、事務、相談員
生産性向上委員会	4、7、10、1 月 の 第 3 月曜日	安全で負担の少ない介護や業務の効率化の実施	施設長、介護班長、看護班長、事務班長、事務主任、介護主任、相談員

7. 施設内研修計画

①施設内研修

	研修内容	研修日程	参加対象	講師	研修種別
4月	施設理念、事業計画、法令遵守等	4月7日	全職種	施設長	倫理・法令遵守 プライバシー保護
5月	緊急時対応訓練 (AED、心肺蘇生法)	5月1日	介・相・栄・介支	草の家・ひだまり介護主任	医療・体調変化 リスクマネジメント
6月	一般的な食中毒の予防及び蔓延防止	6月2日	介・相・看・介支	ひだまり管理栄養士	食中毒 感染症
7月	リスクマネジメント	7月3日	介・相・栄・看・介支	事故対策委員長	リスクマネジメント 事故発生緊急時対応
8月	認知症ケア	8月4日	介・相・栄・看・介支	草の家介護主任	認知症ケア
9月	感染症予防及び蔓延防止	9月1日	介・相・栄・看・介支	草の家看護師	感染症
10月	拘束・虐待防止	10月2日	全職種	草の家相談員	身体拘束等排除 虐待防止
11月	口腔ケア	11月6日	介・相・栄・看・介支	ひだまり介護主任	口腔ケア
12月	ストレスケア	12月1日	全職種	産業医へ依頼予定	ストレスケア 精神的ケア
1月	介護技術 腰痛予防、褥瘡対策	1月5日	介	介護班長 介護力向上委員	腰痛予防 褥瘡対策
2月	ターミナルケア	2月2日	介・相・栄・看・介支	ひだまり看護師	精神的ケア
3月	拘束・虐待防止	3月2日	全職種	ひだまり相談員	身体拘束等排除 虐待防止

・研修時間は各日 15 時半～実施。上記日程に参加できない職員にはビデオ研修を実施する

②新採用職員研修

採用時は随時日程調整し、下記の内容で研修を実施する。

研修内容	講師	研修内容	講師
①事業計画・施設理念	施設長	⑦医療機器取扱い・医療対応	看護班長
②就業規則等	事務班長	⑧身体拘束・虐待防止	施設運営班長
③介護技術・接遇	施設介護班長	⑨施設ケアマネジメント	介護支援専門員
④ターミナルケア	施設介護班長	⑩食事・栄養	管理栄養士
⑤リスクマネジメント	事故対策委員長	⑪防災	防火管理者
⑥感染症	施設長	⑫入浴介助研修 ※デイのみ	デイ職員

V 各職種別 運営計画

生活相談員 運営計画

【基本方針】

生活相談員としての自覚（入居者の自己決定の尊重、受容、個人情報保護など）を持ち、入居者・家族、他職種との信頼関係を築き連携する。

また、常に自己研鑽や情報交換の機会を持つことでスキルアップを図り、適切で質の高いサービスを提供し、空きベッド日数減少に力を入れることで、稼働率 98%以上を維持することにより、待機者のスムーズな入居支援に努める。

外部ボランティア受け入れや地域行事への参加など、家族や地域への協力や施設からの情報発信に力を入れ、施設の状況を知ってもらうことで、地域貢献とともに待機者が増えるよう努める。

【重点的な目標】

1, 介護力・サービスの向上

施設職員の基本的な姿勢を意識し、業務に対して丁寧な取り組みを行う。施設内・外の研修へ参加などを通して、相談員としてスキルアップを心がけ、多職種連携が円滑に進むよう努める。歯科医師、保証人と連携を図ることで、歯科受診を円滑に進め、口腔内を清潔に保つことにより、誤嚥性肺炎の予防や経口摂取が継続できるよう支援する。

2, 看取り介護

今年度より加算をいただくことを踏まえ、改めて、人生の最終段階にある入居者が、苦痛を最小限にしながらか、自分らしく過ごせるように支えるため、ACP（人生会議）とも呼ばれる、本人・家族・医療介護スタッフが話し合いながら、将来の医療やケアについて入居者本人の希望を共有できるよう努める。

3, BCP を実践的なものにする

感染症・防災 BCP を活用し、平時から感染症・災害などの非常時に備え、感染症・災害発生時に入居者や職員の安全を確保し、事業が継続できるよう、シミュレーション訓練に取り組む。

4, 生産性向上の取り組み

生産性向上委員会を立ち上げることで、福祉用具の見直しや、すでに導入している従来棟に加え、今年度ユニット棟も眠りスキャンが導入されるため、ICT 導入・活用し、入居者のより良い状態把握を行うことで、良質なサービス提供や職員の業務負担軽減につなげるため、多職種連携に努める。

5, 地域とのつながり

ボランティアや実習生、介護相談員などの受け入れを行い、開かれた施設を目指していく。また、施設職員が地域へ出向くことによって、相互に連携・協力ができるよう施設の窓口として取り組んでいく。

医療・看護 運営計画

【基本方針】

ご高齢者は、加齢に伴う心身機能の低下や慢性疾患を持っている方も多いため、疾患の発症や持病の悪化、感染症など十分に注意して対応します。必要時には医師の指示を仰ぎ、多職種との連携を図りながら適した方法を考えケアに繋げ、入居者様が穏やかで安心した生活を送れるように支援していきます。

【重点目標】

(1) 看取り介護に伴う医療ニーズについて

- ①看取り時に関わるすべての方(本人・家族、多職種の施設職員、医師)が、気持ちを共有し合えるように連携していく
- ②一番近くでケアをする介護職員が、少しでも不安感が軽減するように、相談しやすい雰囲気や解りやすい説明など心掛け、医療的知識の向上にも繋がるように支援していく
- ③医療的知識の向上がより良いケアにも結びつき、看取り期にある入居者様の最期の時間が穏やかに過ごせるよう働きかける

(2) サービス向上の取り組みについて

- ①口腔の機能維持向上のため、歯科医・歯科衛生士との連携を図り、口腔衛生に努める

(3) BCP に関連した事項について

((感染症対策))

- ①神奈川県ガイドラインに従い、感染症対策について変更点等あれば、感染症 BCP やマニュアルを適宜見直す
- ②ガイドラインを踏まえ、施設に合わせた具体的な内容にもしていく
- ③予防や発症時のまん延防止策が迅速に実施できるように、感染症 BCP やマニュアルに基づいて訓練等を行ない、実践に繋げる
- ④定時・臨時での感染症対策委員会を開催していく

((防災対策))

- ⑤災害時すぐに対応できるよう、防災 BCP の見直しや訓練の参加など積極的に関わる

(4) 利用者の健康維持や体調変化時について

- ①利用者の健康状態の把握に努め、その情報を多職種とも共有する
- ②多職種の協力を得ながら、体調変化に適した対応へと結び付けていく
- ③配置医の協力のもと、疾病やその対応について指導を受け健康管理に繋げていく
- ④利用者・家族、施設職員・医師間などの連携もスムーズに運ぶ様に対応する
- ⑤受診・入院等での必要な書類について、医師への依頼やサマリー等も作成し、病院との情報共有にも努める

介護支援専門員 運営計画

【基本方針】

適切なケアマネジメントにより、本人の生き方・家族の思いを尊重して関わり、心身状況の把握に努め、自立した生活が営めるよう、地域との関わりや各専門職の専門性を生かしたケアを提供できるよう支援計画を作成する。

【重点目標】

1. 入居者の思いに応えるケアにつなげられるよう、法令やルールを守り、施設職員や嘱託医との連携を図りながら自身のスキルアップを図れるように努める。
2. 看取り期と判断された入居者に対して穏やかに過ごせるよう、家族の思いにも寄り添いながら多職種連携のもと、プラン作成を行い、状態に応じて家族の意向を確認しながら支援していくよう努める。
3. 施設における防災 BCP、施設の設備体制・自身の役割を把握、確認するとともにシミュレーション訓練を行い、施設の状況に沿った内容になるよう多職種と連携し、情報共有を図る。
4. 安全面にも配慮し、介護機器の適正利用や業務手順の見直しを行うことで、入居者の質の向上や職員の負担軽減につなげられるようにする。
5. 実習やボランティアの受け入れに加え、地域での活動にも取り組む機会が持てるようにすることで地域との関わり、連携や協力体制の構築に努める。

【業務内容】

- ・各入居者に対し、年 2 回の定期ケアプラン見直しを行う。
- ・他職種とプランの実施状況について確認し、意見の擦り合わせをする。
- ・新規入居者に対し、事前面接の情報を元に入居後 1 ヶ月のプラン原案を作成、入居前カンファレンスにてプラン原案の内容を確認し、修正・本プラン作成をしたうえで約 1 ヶ月後に見直しを行う。
- ・容態変化（入退院・ADL 低下など生活の変化）に応じ、ケアプランの見直しを行う。
- ・看取り期と判断された場合は、看取りのケアプランを作成する。
- ・入居者の状態に応じて見直し期間を短めに設定するなどの調整を行い、実施する
- ・看取り介護終了後、振り返りカンファレンス、グリーフカンファレンスを実施する

月間業務	業務内容
上旬	面接（本人・家族）、モニタリング（1）チェック
中旬	モニタリング・再アセスメント、プラン原案の作成
下旬	サービス担当者会議、ケアプラン本案作成、ケアプランの交付

食事・栄養 運営計画

【基本方針】

咀嚼・嚥下機能の低下や、認知症の進行、病気の進行等により食事の摂取量が低下したり、体重減少する利用者が増加傾向である。

介護支援専門員のケアマネジメントの一環として栄養ケアマネジメントを行い、多職種と協力して利用者の低栄養を予防するとともに介護保険の基本サービスとして、入居者ごとの状態に応じて栄養管理を計画的に行い向上できるよう支援する。

給食委託会社と連携して安全な食事を提供し、また季節を感じられる変化に富んだ楽しみのもてる食事が提供できる様努めていく。

【重点目標】

- ①多職種と協働し入居者の思いにできるだけ沿えるよう、個々の状態にあった食事を提供する。
②研修や講習会等に参加し、栄養管理等に活かせるように努める。
③歯科医・歯科衛生士との連携や多職種との協議の上、口腔内の状況を把握し誤嚥のリスクを軽減することで経口での摂取が維持出来るように支援する。
- ・施設における感染症 BCP マニュアルなどのガイドラインに従った感染症対策を給食委託会社と情報共有し、給食に伴う対応を実施する。感染症発症の際は迅速に対応する事により拡大防止に努める。また委託会社職員の感染予防を含む健康管理にも留意する。
・防災 BCP や施設の給食関連設備、災害発生時における委託会社との連携等を確認し、非常時においても食事提供が出来るよう努める。
- ICT の活用による情報共有 (BMI、アルブミン値、減少率など) から、入居者の体調や体調変化、栄養状態の把握、評価等により適切な食事形態や食事内容で提供とする。
- 摂取状況に配慮はするも看取り期であることから本人、家族の意向や要望をできるだけ考慮した食事や間食類の提供を行っていく。

【業務内容】

- ・各入居者に対し年 4 回の定期栄養ケアプランの見直しを行う。
- ・入退院などによる容態変化の際も栄養ケアプランの見直しを行う。
- ・看取り期と判断された際は看取り対応栄養ケアプランを作成する。

〈月間業務内容〉

①栄養ケアマネジメント

(上旬) モニタリング、アセスメントにより入居者の身体測定値、食生活状況等の把握と評価を行う。

(中旬) 栄養スクリーニングにより入居者の栄養状態のリスク判定、解決すべき課題の把握を行う。
関係職種とのカンファレンスを行い栄養ケア計画書の作成を行う。

(下旬) サービス担当者会議にて関係職種と栄養ケア計画書の確認を行う。

栄養ケア計画書について入居者及び家族へ説明し同意を得る。

②食事提供

(約束食事箋)

栄養ケアマネジメントから推定必要エネルギー・たんぱく質を算出。その他の栄養素は「日本人の食事摂取基準(2025年度版)」に基づき算出する。

食種	エネルギー Kcal	たんぱく質 g	脂質 g	塩分 g	備考
常食	1400	54	39	7	米飯 150g
粥食	1340	54	37	7	粥 330g

【年間行事食】

	行事食
4月	お花見弁当
5月	母の日行事食
6月	父の日行事食
7月	七夕行事食 土用の丑
8月	夏祭り行事食
9月	敬老お祝い御膳
10月	にぎり寿司
11月	秋の実り弁当
12月	クリスマス行事食
1月	正月料理
2月	節分行事食
3月	ひな祭り行事食

事務班 運営計画

1. 基本方針

- ① 入居者・利用者により良い介護サービスを提供する施設づくりに資するため、介護機器や介護材料等の購入、介護保険請求業務等を正確・迅速・丁寧に行い、施設運営の円滑化を図ります。
- ② 福祉サービスを提供する施設の一員として、施設利用者や家族、地域住民等が快適に利用できる環境を整備し、親切で思いやりのある接遇を行います。

2. 重点目標

- ① 新型コロナウイルス等の感染症の予防及び蔓延防止のため、消耗品や衛生用品等の確保を確実にを行います。
- ② 介護保険運営基準や新規加算の算定要件等を十分に理解し、適正な介護報酬及び利用料の請求事務に努めます。
- ③ 常に業務改善の意識を持ち、職場環境の整備やICT機器の活用等、他職種とも連携し施設の生産性向上に努めます。

【主な業務内容】

- ① 介護報酬・利用料請求業務
- ② 利用者預り金管理業務
- ③ 介護保険指定変更・加算届業務
- ④ 備品・消耗品の購入・管理業務
- ⑤ 職員勤務集計業務
- ⑥ その他

介護班 運営計画

【行動方針】

1. 要介護者の心身の状況に応じた適切なサービスを提供する。
2. 施設・居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるように支援する。
3. 利用者・利用者家族とコミュニケーションを大事にし、権利擁護に努める。
4. 専門職としてのスキルを介護現場で共有化します。

【重点目標】

1. 介護力・サービス向上への取り組み

- 定期的なキャリアパス面談を重ねていくことで、1人ひとりが介護スタッフとして自覚し、他責ではなく自責で考え行動する事により、良質なサービス提供を目指す。
- スタッフの外部研修への参加や施設内研修を通じ、介護技術や知識の向上を図り、情報共有、チームワークを高める事で入居者が安心・安全に過ごせるよう支援していく。
- 職員1人ひとりが、服薬に対する意識を持ち「3回の声出し確認」を徹底し、マニュアルに沿った服薬介助をする事で、誤薬をゼロにする。
- 多職種協働にて入居者やその家族の想いに寄り添い「今、必要な支援とは」何かを念頭に置き支援する事で、悔いの残らない看取りケアを目指す。

2. BCPを実践的なものにする

- 定期的にBCP（災害・感染症）を基にした机上訓練や有事を想定したシミュレーションを行う事により、必要物品の準備や動きの見直し等をしていく事で、より実践的な物とし、発生の際は各自迅速な対応を取り、拡大防止に努めていく。

3. 生産性向上への取り組み

- 眠りスキャンや介護機器の導入・活用により情報収集、データ分析を行う事により、巡回頻度の見直しをしていく事で、スタッフの負担軽減を図る。また入居者個々の生活スタイルにあった支援をすることで、QOL向上にも役立てる。
- 定期的に業務の見直しを行い、職員個々の能力・状態に応じた役割分担を行う事で、業務の効率化を図る。
- スタッフの適正人数・適正配置を常に検証しながら、スタッフの過度なストレス・負担を軽減し、離職率減少を目指す。

4. 地域交流

- 地域のイベントやボランティア活動へ参加し、情報発信していく事で、開かれた施設を目指す。

さくら フロア 【年間活動計画】

4月		10月	秋祭り・おやつ作り
5月	誕生日会	11月	誕生日会
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会
7月	おやつ作り	1月	誕生日会
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老お祝い会・誕生日会	3月	誕生日会・お花見

その他

さつき フロア 【年間活動計画】

4月		10月	秋祭り・紅葉狩り
5月	誕生日会	11月	誕生日会
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会
7月	誕生日会	1月	正月遊び・誕生日会
8月	夏祭り	2月	節分・おやつ作り
9月	敬老お祝い会・誕生日会	3月	誕生日会・お花見

その他

ひまわり フロア 【年間活動計画】

4月	誕生日会	10月	秋祭り・誕生日会
5月		11月	おやつ作り
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会
7月	おやつ作り	1月	誕生日会
8月	誕生日会	2月	節分
9月	敬老お祝い会	3月	誕生日会、お花見

その他

夏みかん フロア 【年間活動計画】

4月	誕生日会	10月	秋祭り・おやつ作り
5月	菖蒲湯	11月	誕生日会
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会
7月	誕生日会	1月	誕生日会
8月	夏祭り・おやつ作り	2月	節分
9月	敬老お祝い会・誕生日会	3月	お花見

その他 奇数月誕生会

花みずき フロア 【年間活動計画】

4月		10月	秋祭り・おやつ作り
5月	菖蒲湯・誕生日会	11月	誕生日会
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会
7月	おやつ作り・誕生日会	1月	誕生日会
8月	夏祭り	2月	節分・宅配（お食事会）
9月	敬老お祝い会・誕生日会	3月	お花見・誕生日会

その他 奇数月に誕生会を実施する。

むくげ フロア 【年間活動計画】

4月		10月	秋祭り・おやつ作り
5月	菖蒲湯・誕生日会	11月	誕生日会・宅配寿司
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会・ゆず湯
7月	おやつ作り	1月	お正月遊び
8月	夏祭り・誕生日会	2月	誕生日会・節分
9月	敬老お祝い会・宅配寿司	3月	宅配寿司・お花見

その他 2～3ヶ月に1回誕生会実施。

かりん フロア 【年間活動計画】

4月	誕生日会	10月	秋祭り・誕生日会
5月	菖蒲湯・宅配寿司	11月	
6月	紫陽花見学	12月	クリスマス会・お誕生日会
7月	誕生日会	1月	
8月	スイカ割り	2月	節分・誕生日会
9月	敬老お祝い会・誕生日会	3月	お花見

その他 2～3ヶ月に1回誕生会実施。

通所介護 運営計画

1. 通所介護 運営方針

- 1) 利用者が住み慣れた地域、生活環境において可能な限り在宅生活を継続していけるように個々に必要な日常生活の援助を行う。
- 2) 利用者及び家族等のニーズを的確に捉え、利用者の人格を尊重した援助を行い、家族等の身体的、精神的負担の軽減を図る。
- 3) 利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持を行う。
- 4) 地域から必要とされるデイサービスセンターを目指す。

2. 通所介護 令和8年度目標及び取り組み

- 1) 【創る (create)】をコンセプトとした活動
 - (1) 利用者及び家族の生活を守り明日を創り出すために、的確にニーズを捉え、きめ細やかなサービス提供を行う。
 - (2) 物作りのレクリエーション活動の強化。令和7年度に行った菜園や手芸・門松作り、おやつ作り等を深化させる。今までは職員が行ってきた手順も利用者に参加いただき、作り完成する(皆で召し上がる)喜びや充実感を共有し、明日への活力や次回の楽しみに繋げる。
 - (3) 上記のレクリエーションについて、都度違う職員の担当として企画・実行・振り返りを行う。PDCA サイクルを身に着け、モチベーション向上、チームワーク強化、職務満足度向上を図り、職務遂行能力を身に着けることにより組織全体の生産性の向上を図る。
- 2) 1日の平均利用人数 11名以上、一人当たり一日単価 9千3百円、年間の売上 2千4百万を目標として、適切な営業及び職員配置数を心がける。
- 3) 「営業」「接遇」「断らない」を柱とする。
 - (1) 「営業」について、可能な限り居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターへの訪問を行う。ご家族・ケアマネジャー・地域等からも頼れる事業所となることを目指す。
 - (2) 「接遇」について、ご利用者及びご家族はお客様であり当該事業所に来ていただいている事を忘れず、施設理念である「させていただく心」を持ち、サービスの質の向上を図る。
 - (3) 「断らない」については、ご利用者及びご家族はそれぞれの理由で介護サービスをご利用される。断ることにより、在宅生活の継続に支障や困りごとが出てくることを忘れずに、医療的・物理的に不可能な場合を除いて利用者を受け入れて行く。
- 4) その他の目標
 - (1) 業務の無駄を見直し省力化・生産性の向上を図る。
 - (2) ご利用者への処遇や対応について、事象・事故が起きた際、直ちにショートミーティングを開き迅速な対応・対策を行う。
 - (3) BCP に基づいた、防災及び感染症に関する対策を適時職員間で共有し、実際に事象が発生した際にスムーズに動けるよう心がける。
 - (4) 職員の働く理由に寄り添い、実現のための自己研鑽を推奨し、モチベーションの維持向上に努める。

居宅介護支援 運営計画

【基本方針】 法人の理念である「人に寄り添い、させていただく心」を大切に、要介護状態になっても可能な限り住み慣れた環境で、その有する能力に応じた自立した生活を営めるよう支援していく。

1 事業目標

介護保険法の理念に基づき、要介護状態となった利用者の尊厳を保持し、有する能力に応じ自立した在宅生活が継続できるように支援を行う。ご利用者、ご家族に対し、介護保険制度の情報を正しく提供していくと共に、介護サービスを選択・利用する上で介護状態の軽減または悪化防止に資するよう、医療機関や関係機関と連携を図っていく。

2 事業目標に基づいた主な支援姿勢

- ① 在宅生活において、利用者の人権や意思を尊重し、自立した生活が送れるように介護支援専門員として助言し在宅での生活が継続できるように支援を行う。
- ② 大地震などの自然災害、感染症の蔓延など不測の事態の発生に備え、BCP（事業継続計画）を作成し、対応できるようにしていく。そのため、施設内、外の研修の参加や自治体や他事業所と連携を図り、情報収集、共有できるように努めていく。
- ③ 身体拘束廃止の推進、高齢者虐待防止など、施設内、外部の研修に参加していく。
- ④ ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者など、介護保険外の研修などに参加し自己研鑽に努めていく。
- ⑤ 行政、主任ケアマネージャー主催による事例検討会やオンライン研修に参加していく。
- ⑥ ケアプランデータ連携システムへの取り組み
ペーパーレス化し業務の効率化、転記不要による業務負担の軽減、経費削減の期待ができるため、今後情報を収集し実現化できるようにしていく。
- ⑦ 市町村、関係機関、事業所と連携し、必要に応じて困難事例などに迅速に対応ができるような体制を整えていく。
- ⑧ 当該サービスに従事するすべての新任及び現任の従業者を対象とする研修を計画し、資質向上に努めていく。
- ⑨ ケース事案を通して、施設内の各部署と連携、情報共有を図り、迅速かつ柔軟な対応ができる環境作りに努めていく。

3 請求業務について

指定居宅介護支援の請求に必要な業務が適切に行われていることをチェックシートによって確認し、必要書類は個人ファイルで管理する。

VI 地域交流、実習生受け入れについて

地域の感染症流行状況を鑑みつつ、都度感染症予防を図りながら地域行事への参加やボランティアの受け入れを実施し、地域交流・貢献に力を入れていきます。

(1) 地域交流

- ① 施設入居後も家族とのつながりを大切にするため、日頃からコミュニケーションを図ることで信頼関係を築いていく。地域の状況に配慮しつつ、感染症予防を図りながら行事参加や家族のつどいを実施し、それに参加してもらえよう工夫をすることにより、積極的な交流を図る。
- ② 地域行事への参加、外出や社会資源の利用、新たな社会資源の開発を行い、地域との関係を維持できるようにする。
- ③ 地域住民や学校等の施設見学・交流の受け入れ、施設機能の提供（建物・機器）をし、施設の地域における役割を知ってもらうことで施設を地域に開放していく。
- ④ 緊急時等の受け入れ態勢を整え、地域のセーフティネットとしての役割を果たす。

(2) ボランティア受け入れ

施設と地域を結ぶ懸け橋として、また利用者の施設生活の充実と活性化を図るため、ボランティアを募集し積極的に受け入れる。また、ボランティア活動が継続できるよう、活動の様子を見守り、適宜調整する。

(3) 実習生受け入れ

介護実習や職場体験学習等の受け入れをし、福祉の人材育成に努める。
また、地域のインクルーシブ教育実践校のインターンシップの受け入れを行うなど、県のインクルーシブ教育推進の一端を担っていく。

VII 防災についての取組

施設が被災した場合、入居者の人命と安全を第一優先にし、且つ事業を継続する為の体制の整備と職員の教育に力を入れる。地域自治会が主催する避難訓練にも参加する。南足柄市との福祉避難所の協定・班目自治会との水害避難協定を締結した事により災害時に介護が必要な高齢者及び災害弱者をスムーズに受入ができるよう、備品等の整備、受入れ体制を整える。

① 訓練・教育

- 年3回 訓練（火災・大規模地震・夜間・水害想定）を実施する。

② 緊急連絡体制

- 緊急連絡網の整備と災害時の職員参集指示の見直し。（NTT安否確認／一斉通報システムを使用し、各スタッフの現状や安否確認を行う）
- 利用者家族に迅速に情報を伝達する方法を整備

③ 非常食・飲料水の確保

利用者のみならず、地域・職員の避難所としての利用も視野に入れ、飲料水・非常食を備蓄

④ 日常消耗品の確保

備蓄品用のプレハブを設置し、災害時に物流が止まった事を考え、紙オムツ・トイレットペーパー等の生活用品を備蓄

⑤ 停電に対する対策

災害用発電機により、電力を確保（照明）、井水の災害用(停電時)の発電機は停電時自動運転する。

⑥ 防災委員会の設置

緊急時、すぐに集合できる近隣の職員を中心に結成。防災全般について検討する。

⑦ 福祉避難場所の開設

災害時、被災した災害時要援護者を受け入れる福祉避難所を開設し、要介護高齢者を中心とした災害時要援護者及びその家族または介護者並びに南足柄市指定避難所での生活に支障があると認められた市民を受け入れる。

⑧ BCP（事業継続計画）

机上訓練・シミュレーション訓練を通して課題や改善点を洗い出し、BCPのブラッシュアップ、定着化を図る。